

## 農地転用決済金の取扱い

**Q** : 農地転用決済金が譲渡費用になるって聞きましたが、どんなものがこれに該当するのですか？

**A** : 次のようなものが該当します。

### 【解説】

#### 1. 次のすべてを満たす農地転用決済金

- ① 売買契約で農地法による農地転用の許可又は届出が停止条件とされているなど、売買契約において、土地改良区内の農地を転用して売買することが契約の内容になっていたものであること
- ② 土地改良区の規程により、土地改良区により、土地改良区に支払うことが義務付けられている償還金、事業費等であること
- ③ 転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われたものであること
- ④ 決済の時点で既に支払い義務が発生していた決済年度以前の年度に係る賦課金等の未納入金でないこと

#### 2. 次のすべてを満たす協力金等

- ① 売買契約において、土地改良区内の農地を転用して売買することが契約の内容になっていたものであること
- ② 土地改良区に支払うことが義務付けられている協力金、負担金等であること
- ③ 転用された土地のために土地改良施設を将来にわたって使用することを目的としたものであること
- ④ 転用目的での譲渡に際して土地改良区に支払われたものであること

